

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰も孤立することのないまちを目指して

自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題であり、誰も自殺に追い込まれることの無い社会の実現を目指すうえで、家庭、地域、学校、職場等、様々な場で、様々な人と繋がり、支えあえる関係を築くことが重要です。本市では早期の段階で困っている人に気づく身近な支援者を増やし、相互の連携を強化することで、みんなで生きることを支える地域づくりを進めていきます。

2 基本方針

- 1) 庁内外のあらゆる取組を総動員した生きることの包括的な支援の推進
- 2) 危機に陥った場合に誰かに助けを求める、つなげるという共通認識の啓発
- 3) リスクを抱える人に対して関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

3 基本目標

基本目標 1 … 地域力の強化

市民のひとり一人が、自らが暮らす生活のなかで自分の周りで SOS を発している人の存在に気づき、見守っていけるよう、お互いが気づきあい、相談しやすい地域づくりを促進します。

基本目標 2 … 教育・啓発の推進

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として実施されるべきという考え方に基づいて、誰もが生涯、いきいきと暮らせるよう、健康づくりの重要性を認識するとともに、自らや周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるよう、また、偏見などにより、悩みを抱える人をなくすため、健康づくり及び障がいや精神疾患などの正しい知識を深めるため、教育・啓発を推進します。

基本目標 3 … 相談・支援体制の充実

自殺の原因や動機となる様々な悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、相談窓口の周知や充実とともに、関連する分野の機関・団体の連携体制の強化を図っていきます。

4 数値目標

自殺総合対策大綱では、令和 8 年の国の自殺死亡率(人口 10 万対)を平成 27 年の自殺死亡率 18.5 の 30%以上減少となる 13.0 以下を目標にすることとしています。

多治見市では、平成 30～令和 4 年の平均自殺死亡率(人口 10 万対)16.88 を令和 5～9 年に 13.0 以下となることを目標とします。

自殺死亡率 (人口 10 万対の自殺者数)

	目標値 令和 5～9 年の平均	現状 平成 30～令和 4 年の平均
自殺死亡率	13. 0 以下	16. 88

5 施策の体系

各取組事業の概要についてはP17～27を参照

● 庁内の事業 ○ 庁外関係機関の事業

誰も孤立することのないまちを目指して

基本目標 1

地域力の強化

基本施策1 自殺対策を支える人材の育成

- 地域の自殺予防のための人材育成
- 母子保健推進員研修
- 健康づくり推進員研修
- ファミリー・サポート・センターの運営
- 職員の研修事業
- 自殺対策、うつ病対策支援事業
- 精神保健関係教室開催事業

基本施策2 居場所づくり

- 公園愛護活動・花づくり活動
- 旭ヶ丘公民館事業「寺子屋」
- 公民館での小中学生ボランティア
- 各公民館事業
- 図書館事業
- 学校開放事業
- 認知症カフェ
- 老人クラブ
- 高齢者サロン
- さわび学級・さわび活動・キョウフレンドの活用
- たじみ子どもスタッフ会議
- 健康づくり推進員活動
- 食生活改善推進員活動
- ひとり親家庭交流支援事業
- 児童館・児童センター
- 地域子育て支援センター、親子ひろば
- 子ども食堂運営等支援事業
- 各種ボランティア団体
- ひまわりサロン事業

基本施策3 地域におけるネットワークの強化

- 地域における福祉活動支援事業
- 障害福祉サービス事業者の連携強化
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域包括ケアシステムの推進
- 重層的支援体制整備
- 孤立死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊
- 生活応援員養成講座
- 高齢者の虐待防止
- 地域力向上
- 子育て支援ネットワーク事業
- 地域ネットワークづくり事業
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本施策4 住民への啓発と周知

- 心の健康に関するお届けセミナーの実施
- こころの体温計
- 自殺対策強化月間における普及、啓発
- 地区保健活動
- がん検診受診勧奨による早期発見
- 人権に関する講演会
- 広報による相談先の周知
- 図書館事業の運営
- 職場環境の整備

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- SOSの出し方に関する教育
- スクールカウンセラー、ほほえみ相談員の設置
- ハイパーQU
- いじめアンケート
- 幼稚園・保育園・小学校歯科巡回指導

基本目標 2

教育・啓発の推進

基本施策6 自殺リスクを抱える可能性のある人への 連携した支援

(1)うつ病に関する相談や精神疾患のある人等への支援

- ・精神科医による個別相談
- ・保健師による個別相談・個別支援
- ・精神保健福祉手帳の取得や自立支援医療の給付
- ・障害福祉サービスの給付
- ・ひきこもり支援
- 法律とこころの健康相談
- 精神保健福祉相談事業

(2)子育て・教育に関する相談支援

- ・産前産後サポート事業
- ・保健師による訪問・支援等
- ・乳幼児健診
- ・臨床心理士による個別相談
- ・利用者支援事業
- ・子育て支援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て支援短期利用事業
- ・発達支援委員会の開催
- ・家庭相談員による相談
- ・保育園などによる保育・育児相談
- ・母子生活支援施設措置
- ・母子・父子自立支援員による相談
- ・学習支援事業
- ・女性相談支援員による相談
- ・児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業
- ・母子家庭等・父子家庭福祉医療費助成事業
- ・児童扶養手当支給事務
- ・小中生徒指導主事会
- ・不登校児童生徒の保護者に対する地域での相談
- ・SSW の活用
- ・子どもの権利相談室
- 母と子の健康サポート支援事業
- 女性健康支援センター事業

(3)多重債務、生活困窮に関する相談支援

- ・消費生活相談
- ・無料法律相談
- ・生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業・住居確保給付金）
- ・生活保護
- ・ホームレスに対する緊急一時保護
- ・滞納者の納税相談
- ・保険料等の免除申請及び納付相談
- ・市営住宅等の提供
- ・水道料金等滞納者の納付相談

(4)障がい者・難病患者等への支援

- ・障がい者虐待への対応
- ・障害者相談員による相談
- 難病患者の支援
- HIV検査、相談事業

(5)労働に関する支援

- ・中小企業事業者向けの融資、利子補給
- ・職員の研修事業・健康管理事務
- 労働相談対応
- 職場における労働問題へのサポート
- 金融支援
- 経営支援

(6)高齢者への支援

- ・介護相談
- ・民生委員・児童委員の活動
- ・地域包括支援センターの運営
- ・認知症サポーター養成講座

重点対象

高齢者

勤務・経営者

女性

子ども・若者

生活困窮者